

## 岐阜県防災会議 議事要旨

- 1 日時 令和5年3月22日（水） 13：30～13：50
- 2 場所 県庁5階 災害対策本部 及び オンライン
- 3 出席者 別紙のとおり
- 4 会議次第
  - (1) 開会
  - (2) 議題
    - ・岐阜県防災会議運営要領の改正について
    - ・岐阜県地域防災計画の修正について
  - (3) 報告事項
    - ・岐阜県強靱化計画アクションプラン2023及び岐阜県における防災予算について
- 5 議事要旨
  - 【出席者の報告】
  - ＜事務局＞
    - ・岐阜県防災会議委員60名のうち、32名が出席

進行：議長（岐阜県防災会議会長 岐阜県知事）

### 【4（2）議題 岐阜県防災会議運営要領の改正について】

＜議長＞

- ・これより議事に入る。まず、岐阜県防災会議運営要領の改正について審議をお願いします。
- ・改正（案）について、事務局から説明する。

＜事務局＞

- ・今回の全部改正案は、大きく3点からの改正となる。1点目は、「代理規定の新設」である。今回、運営要領第3条に委員の代理出席を可能とする規定を明記している。

- ・ 2点目は、「会議の成立要件の新設」である。第5条第2項に委員の過半数の出席を会議の成立要件として規定を明記している。
- ・ 3点目は、「書面決議の新設」である。第6条に書面により決議を可能とする規定を明記している。

<議長>

- ・ ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見を受け賜る。
- ・ ご質問、ご意見のある方は挙手願う。

委員からの質疑等なし

<議長>

- ・ ご意見がないようなので、この岐阜県防災会議運営要領（案）について、案のとおり、決定する。

資料1のとおり岐阜県防災会議運営要領（案）を改正することを決定

<事務局（説明）>

- ・ 運営要領の改正案をご了承いただいたので、次の議事より、改正された運営要領に基づき、代理出席の15名の方にも審議に加わっていただく。

#### 【4（2）議題 岐阜県地域防災計画の修正について】

<議長>

- ・ 災害対策基本法第40条第1項の規定に基づき、岐阜県地域防災計画の修正（案）について審議をお願いする。
- ・ 修正（案）について、事務局から説明する。

<事務局（説明）>

- ・ **資料2-1**「岐阜県地域防災計画の修正案の概要」により、説明する。
- ・ 今回の修正は、大きく2点からの修正となり、1点目は、「国の防災基本計画の修正内容を踏まえた修正」、2点目は、「近年の施策の進展等を踏まえた修正」である。
- ・ この他に、追加された指定公共機関や1月から新しい県庁舎への移転に伴い、県災害対策本部が5階に設置されたことをそれぞれ反映している。

- ・加えて、県の庁内所管を明確化するため、各節に県の所管を追加している。また、資料 2-6のとおり、4月1日から県庁の組織改正により、観光国際局が「観光国際部」となり、これに伴い、4月1日以降は地域防災計画も併せて反映し、「観光国際部」を追加する。

<事務局（説明）>

- ・議題の「岐阜県地域防災計画の修正」のうち、「津波浸水想定の見直しに伴う地域防災計画の修正」について説明する。
- ・資料 2-2のとおり、本県は内陸県であるものの、木曾三川を遡上する津波による浸水のおそれがあることから、平成29年に津波浸水想定を公表した。
- ・その後、国により堤防耐震調査や水門等の耐震化工事が行われたため、今年度、これらを前提条件に加え、津波浸水想定の見直しを行い、昨年12月に結果を公表した。
- ・見直し後の結果では、堤外地と呼ばれる一部の土地は浸水するものの、堤内地と呼ばれる堤防で守られた住宅地や農地等では、浸水する区域はない想定となった。
- ・この見直しを踏まえて地域防災計画を資料のとおり修正する。

<議長>

- ・ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見を受け賜る。
- ・ご質問、ご意見のある方は挙手願う。

委員からの質疑等なし

<議長>

- ・ご意見がないようなので、この岐阜県地域防災計画の修正案について、案のとおり、決定する。

資料 2-1 から資料 2-6 のとおり岐阜県地域防災計画を修正することを決定

【4（3）報告事項】

<議長>

- ・「岐阜県強靱化計画アクションプラン2023」及び「岐阜県における防災予算」について、事務局から説明する。

<事務局（説明）>

- ・資料3—1「岐阜県強靱化計画アクションプラン2023の概要」について、説明する。
- ・県強靱化計画は、頻発・激甚化する気象災害や、近い将来の発生が見込まれる南海トラフ地震に対し、ハード・ソフト両面から、自助・共助・公助の底上げ・充実を図るため、県、市町村、関係機関が取り組むべき施策をまとめたものである。
- ・岐阜県強靱化計画アクションプランは、令和2年度から5年間の強靱化の推進方針を示した第2期岐阜県強靱化計画の着実な推進を図るため、施策分野ごとの主要施策をとりまとめ、毎年度策定しているもので、今回は、5か年計画の4年目となる。
- ・アクションプラン2022からの主な変更点は、資料のとおり近年発生した災害の検証や、施策の進展を反映した内容となっている。
- ・次に、資料3—3令和5年度の県の防災予算について、説明する。
- ・（1）災害予防は、先ほど説明した強靱化計画アクションプランに掲載されている事業を含め県土保全や道路ネットワーク整備、防災教育・避難対策・地域防災力の強化に係る事業などおよそ992億円となる。
- ・（2）災害応急対策は、防災・県警への運航などを含め約18億円、
- ・（3）災害復旧は、土木農林施設災害復旧事業や被災者生活再建支援などを含め約47億円となり、総額約1千56億円となっている。
- ・県の令和5年度当初予算額の全体が、約8千9百億円であり、防災予算は1割強を占めている。

委員からの質疑等なし

<議長>

- ・以上を持って、本日本日予定していた次第は全て終了とする。